

## 委員会からのお知らせ

### 第257回食品安全委員会議事概要

## ■第257回食品安全委員会会合結果■

## 【農薬】

日時:平成20年10月9日(木) 14:00 ~ 15:50

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:20名

## 議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農薬4品目

- 1) イソチアニル
- 2) シメコナゾール
- 3) クロメプロップ
- 4) プロヒドロジャスモン

- ・厚生労働省から説明。
- ・農薬専門調査会において審議することとなった。

## 〈参考〉

- 1) 殺菌剤で、水稲への新規農薬登録申請がされています。
- 2) 殺菌剤で、稲、りんご、茶等に使用し、かぼちゃ、うめへの適用拡大申請がされています。
- 3) 除草剤で、移植水稲に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されており、その点については既に意見の聴取に関する説明がなされています。
- 4) 植物成長調整剤で、りんご、ぶどうに使用し、みかんへの適用拡大申請がされています。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

- ・「イミシアホス」に関する意見・情報の募集について
- ・「フェリムゾン」に関する意見・情報の募集について
- ・事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

## 〈参考〉

- 1) 殺線虫剤で、ばれいしょ、かんしょ、にんじん、トマト等への新規農薬登録申請がされています。
- 2) 殺菌剤で、稲に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

○農薬3品目

1) クロラントラニプロール

- ・事務局から説明。
- ・「クロラントラニプロールの一日摂取許容量(ADI)を、0.26mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

2) ピリプロキシフェン

- ・事務局から説明。
- ・「ピリプロキシフェンのADIを、0.1mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

3) プレチラクロール

- ・事務局から説明。
- ・「プレチラクロールのADIを、0.018mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

## 〈参考〉

- 1) 殺虫剤で、水稲、りんご等への新規農薬登録申請、及びばれいしょ、ほうれんそう、なし等へのインポートトランス(国外で使用される農薬等に係る残留基準)申請がされています。
- 2) 殺虫剤で、メロン、トマト等に使用し、クランベリーへのインポートトランス申請がされています。
- 3) 除草剤で、水稲に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

(4) 米国における対日輸出認定施設等の現地査察結果について

- ・厚生労働省及び農林水産省から報告。

(5) メラミン等に関する科学的知見について

- ・事務局及び参考人の名古屋市立大学 郡教授から資料「メラミン等による健康影響について(案)」について説明。
- ・原案を一部修正の上、食品安全委員会のホームページに掲載することとなった。

